

最高裁秘書第1976号

令和8年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

閣議の承認決定が出た後に裁判官の依願退官を撤回できるかどうか分かる
文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第3号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）